

平成30年第6回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年12月11日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	平成30年12月14日	午前10時00分
	閉 会	平成30年12月14日	午前11時42分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名 欠 席 1 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	真 部 卓 也	出	9	具志堅 勉	出
2	崎 浜 秀 昭	〃	10	座間味 栄 純	〃
3	比 嘉 由 具	〃	11	松 川 秀 清	〃
5	小橋川 健	〃	12	喜 納 政 樹	〃
6	伊良波 勤	〃	13	宮 城 達 彦	欠
7	具志堅 正 英	〃	14	崎 浜 秀 進	出
8	仲宗根 須磨子	〃	15	石 川 博 己	〃

※ 会議録署名議員

12番	喜 納 政 樹	14番	崎 浜 秀 進
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	教 育 長	仲宗根 清 二
会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳	総 務 課 長	仲宗根 章
企 画 政 策 課 長	屋富祖 良 美	住民課長兼町税対策課長	平安山 良 信
福 祉 課 長	松 本 一 也	保 険 予 防 課 長	崎 原 誠
建 設 課 長	伊野波 盛 二	産 業 振 興 課 長	安 里 孝 夫
公 営 企 業 課 長	宮 城 忠	教育委員会事務局長	有 銘 高 啓
商 工 観 光 課 長	新 里 一 成		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	宮 城 健	主 事	仲宗根 農
---------	-------	-----	-------

議 事 日 程

12月14日（金） 4 日 目

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第45号	土地改良事業計画の概要について (議案説明・審議・採決)
2	議案第46号	平成30年度本部町一般会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
3	議案第47号	平成30年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
4	議案第48号	平成30年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
5	議案第49号	平成30年度本部町水道事業会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
6	議案第50号	副町長の選任同意について (議案説明・審議・採決)
7	議案第51号	平成30年度本部町一般会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
8	決議第5号	停電対策への要請決議 (議案説明・審議・採決)
9	決議第6号	本部港における航路開設についての要請決議 (議案説明・審議・採決)
10	決議第7号	議員派遣の件 (採 決)

○ **議長 石川博己** これから本日の会議を開きます。 開 会（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりでございます。

日程第1．議案第45号 土地改良事業計画の概要についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。産業振興課長。

○ **産業振興課長 安里孝夫** 11日に提案させていただきました議案第45号についてご説明いたします。

本事業は、農地保全のための排水路整備事業を目的に、これまで県とヒアリングを重ねてまいりました。県と平成31年度開始時業としての承諾を取りつけ、今議会での議決を経て、専門技術調査等の同意のもと事業着手になるスケジュールとなっております。

県とこれまで調整しました事業内容につきまして、読み上げてご説明いたします。1ページをお願いいたします。平成31年度新規採択希望、団体営ため池等整備事業、伊豆味地区の概要。1、事業、伊豆味地区は、名護市との境界にある地区で、山沿いの斜面を活用し柑橘類の栽培が盛んな地域である。本部町は、平成28年にシークワサーの拠点産地認定、平成20年にはタンカンの拠点産地認定を受けている。本地区は本部町内において柑橘類の栽培が最も盛んな地域であり、平成28年度にシークワサーの拠点産地を受けたことで、町を挙げて生産や販路拡大に力を入れている状況である。このように山林の面積が区内のほとんどを占めており、ため池等整備事業といった防災事業が数多く導入されてきた地域でもある。本地区には畑を横断するように狭小な土水路があり、その周囲の農道では降雨による水食に起因する基礎部分の洗掘が確認されている。また、同じく排水路沿いの圃場では水食が続いた結果、のり面崩壊が発生するといった被害を受けるなど営農に支障を来している。そこで本事業により、既存水路の排水能力向上、圃場法面の洗掘防止及び保護を行うことにより、農業資産や一般資産の災害防止を図り本町における農業の持続的発展に資することができる。2、事業主体、本部町。3、受益面積、2.1ヘクタール。4、受益戸数、12戸。5、主要工事、護岸工、L=463メートル。6、事業費、1億2,600万円。負担額につきましては、国が80%、県が11%、町が9%となっております。7、工期、平成31年度から34年度。8、位置図が下記のとおりとなっております、次ページが拡大図面となっております。

2ページをお願いいたします。伊豆味地内の古嘉津宇と唐又地区となっております。3ページ以降が護岸の断面図や計画内容となっております。議案資料の最後の20ページに現況をまとめておりますのでお聞きください。写真にありますように、洗掘によるのり面崩壊や雑木の傾き等が確認されております。現在の土水路を護岸工を整備することにより、農地の保全に大きく寄与する事業となっております。以上で説明を終わります。

○ **議長 石川博己** これから質疑を行います。10番 座間味栄純議員。

○ **10番 座間味栄純** この場所ですね、用地買収も何名か対象と聞いておりますけれども、何名なのか。そしてこの用地買収はこれからということですか。

○ **議長 石川博己** 産業振興課長。

○ **産業振興課長 安里孝夫** 10番、座間味議員にご説明いたします。

用地交渉については、事業採択を受ける際に同意は得ております。地主については6名いらっしゃいまして、同意を得た中で事業を着手する予定となっております。以上です。

○ **議長 石川博己** ほかに質疑ございませんか。

休憩します。

休 憩（午前10時05分）

再開します。

再 開（午前10時05分）

7番 具志堅正英議員。

○ **7番 具志堅正英** 休憩をお願いします。

○ **議長 石川博己** 休憩します。

休 憩（午前10時06分）

再開します。

再 開（午前10時07分）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第45号 土地改良事業計画の概要についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第45号 土地改良事業計画の概要については、原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第46号 平成30年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 12月11日に提案しております、平成30年度本部町一般会計補正予算について説明をいたします。

あけまして、あけまして、3枚目お願いいたします。平成30年度本部町一般会計補正予算。平成30年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ3億3,058万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ90億8,219万1,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（繰越明許費の補正）第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。（地方債の補正）第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書のほうで抜粋しまして説明をさせていただきます。まず歳出のほうから、8ページ、9ページをお願いいたします。今回は、全款にわたりますけれども、職員の給与改定に伴う給料そして共済費等の変更も多く計上させていただいております。そのほ

か主なものとしまして、9ページの中段、ふるさと納税代行業務委託料2,880万円、こちらはふるさと納税に係る返礼品の調達、そして発送等を業者に委託して行っている委託料でございますが、今年度のふるさと納税の受入額、当初1億500万円を見込んでおりましたが、10月までの実績で前年度の約1.6倍ほど伸びております。最終的には6,000万円程度伸びる見込みを立てておりまして、合計で1億6,500万円の受け入れを上方修正して見込んでおります。そのため返礼品もふえますので、その返礼品、そして送料2,880万円を追加で計上しているものでございます。続きまして、そのページが一番下、基金費、ちゅらまちづくり基金積立金3,055万1,000円、こちらは先ほどと関連しますが、ふるさと納税の受入額が6,000万円増額を見込んでおりますので、委託料等の経費を除いた3,055万1,000円を基金に積む予定でございます。

続きまして、17ページお願いいたします。17ページから後のページもそうですけれども、事業費の返還金というものが出てまいります。平成28年度の返還金、29年度の返還金、こちらは平成29年度の、あるいは28年度の実績に伴う国庫負担金と県費負担金の実績分でございます。実績に伴う返還金をこのページ、あるいは後ろのページのほうも続きますけれども、実績に伴う返還金を計上しているものでございます。続きまして、21ページをお願いいたします。21ページの児童福祉費でございますが、中段あたりに保育士正規雇用化促進事業補助金でございますが、これは県の10分の10の補助事業でございます。100万8,000円を計上しております。こちらは町内の認可保育園におきまして、非正規雇用の保育士を正規の雇用に変更した場合に受けられる補助金でございます。正規の雇用職員になったことに伴い、給与が引き上げになることから、その差額分を補助するものでございます。今回は、ゆい保育園で2名の保育士が対象となっております。こちらを計上しているものでございます。その下、放課後児童健全育成事業補助金654万1,000円、こちらは学童クラブの運営に補助するものでございますが、今年度から新たに学童クラブが1カ所ふえております。伊野波にあります民間のアパートの2室を借りまして、新たに学童クラブが運営を開始しております。定員40人に対しまして36人が入所しております。こちらは国、県、町それぞれ3分の1の補助でございます。その運営費に充てるもので計上しております。

続きまして、25ページをお願いいたします。農業費でございますが、真ん中より少し下のほうでございますが、営農対策促進業務委託料80万円、こちらは赤土流出防止対策の事業でございます。県の10分の10事業でございます。赤土対策協議会に赤土防止の委託を行うものでございます。その2段下、具志堅農業用水利用組合補助金35万円、こちらは具志堅の農業用水利用組合が使用しておりますポンプと分電盤が故障したため修繕が必要となっております。そのポンプと分電盤の修繕費の2分の1を補助するというので今回計上させていただいております。下から3段目と一番下でございますが、サンシ農道改良工事の測量業務と工事費、合計389万1,000円計上しておりますが、こちらは瀬底小学校の横に、北側の横にある農道でございますが、サンシ農道が、大雨が降るたびに路面が冠水し通行不能になることも多々あるため、道路勾配を上げる改良工事を行うものでございます。こちらは単費でございます。

29ページをお願いします。一番下の段でございますが、商工費、八重岳線親水性護岸整備工事費800万2,000円、こちらは一括交付金事業の活用を予定している八重岳の排水路の工事でございますが、施工箇所に延長する部分が生じたため、その延長分を増額で補正しているところでございます。約20メートルの延長を予定しております。

続きまして、33ページをお願いします。上から4段目、土木費でございますが、側溝資材購入費513万6,000円、こちらは豊原区内、民間業者の開発事業がありまして、事業者から道路整備の要請を受けております。現在のところ、町ではこの部分の道路の整備の予定がないため、開発協議に基づきまして、今回は排水資材の資料の提供を行いまして、必要な工事に関しましては事業者が実施するという開発協議をいたしましたので、この資材部分を本町が負担するというところでございます。その2段下、満名川線道路整備の調査測量等、そして工事費でございますが、こちらは同じ事業内の組み替えを行う予定でございます。伊野波にあります満名川民謡研究所の隣の橋について、建てかえの調査、測量、設計が必要になったため、工事費から組み替えを行いまして、こちらを優先的に調査に入るということで、組み替えを計上しているところでございます。

続きまして、43ページをお願いします。教育費でございます。委託料の中に本部町立小学校ブロック塀調査設計業務委託料957万3,000円、関連しまして、同じくブロック塀の工事の監理業務委託料139万7,000円、一番下、これも関連しまして、ブロック塀の工事費9,576万円、合計で1億673万円でございますが、こちらは大阪北部地震で安全性が問題となったブロック塀につきまして、国の補正予算にて臨時特例交付金が11月7日に可決されております。本町におきましても、今補正予算で計上し、町内の小学校のブロック塀のまず調査を行いまして、危険箇所については設計、そして改修工事に入るものでございます。補助率は国庫で3分の1、残りは町が3分の2負担でございますが、3分の2のうち起債を充てますので、後年で60%交付税措置がされることになっております。45ページ、まず、下から説明させていただきます。同じくブロック塀関係で中学校の部分も計上しております。合計で6,273万8,000円でございますが、理由は先ほどの小学校と一緒にございまして、中学校の分も計上しております。上から2段目、県外県内離島派遣費補助金13万5,000円、こちら今回は、中学生の個人4名が県外の大会に出場するための派遣費でございます。ウェートリフティングで中学生女子1名、女子サッカーで中学生女子1名、男子サッカーで中学生男子2名、計4名が沖縄県代表として選抜されておりますので、その大会に派遣する費用の2分の1を今回補助ということで計上しております。47ページをお願いいたします。中段、真ん中あたりに本部町立幼稚園空調整備設計業務委託料、その工事の監理業務委託料、そして工事費、合計で1,687万6,000円を計上しております。こちらは先ほどブロック塀で説明しましたように、こちらと同じく臨時特例交付金、11月7日に可決しております。熱中症対策として町内幼稚園に空調整備を行うものでございまして、この事業で本部幼稚園、上本部幼稚園、伊豆味幼稚園に空調を整備することを予定しております。瀬底幼稚園につきましては、瀬底小学校の校舎改築の際に、もう既に整備が済んでいるところでございます。費用負担につきましてはブロック塀と同じ費用負担になっております。

歳出の最後でございますが、53ページをお願いいたします。予備費1,774万3,000円、予備費につきましては当初の予算で毎年2,000万円計上しておりまして、不測の事態に対応できるということで計上させていただいておりますが、今回、台風24号、25号の被害が大きく出ております。その災害復旧で約1,600万円、そして税の還付等で150万円、合計で1,774万3,000円を支出しておりまして、今後も不測の事態に備えるために予算を2,000万円に戻したいと思っております。その2,000万円に戻すための予算を計上しているところでございます。歳出は以上でして、歳入も説明させていただきます。

歳入、3ページをお願いいたします。一番上の普通交付税5,735万4,000円、こちらは歳出で単費の支出分、そして補助金の町の負担分として交付税5,735万4,000円を充てております。

それから15款の国庫支出金、16款の県支出金は、歳出で説明しました、それぞれ事業費の補助の収入分を充てているところでございます。以上、説明を終わらせていただきます。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。1番 真部卓也議員。

○ 1番 真部卓也 9ページ、2款、一般管理費の委託料、ふるさと納税代行業務委託料のところですが、予想より6,000万円ほど上がる見込みがあるということで、返礼品の準備に使うお金として補正が出ているのですが、この6,000万円上がる要因というのはわかりますか。ふるさと納税が上がったという要因は何かわかればお聞かせいただきたいと思っております。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 1番、真部議員にご説明いたします。

今回、約1.6倍伸びる見込みでございますが、その要因ということでありますが、幾つか要因が考えられます。まず1つ目に、町長を先頭とする行政側の常日ごろからのふるさと納税の各方面への協力依頼、そして議員の皆さん含む方々の協力依頼、呼びかけ等がございます。そしてふるさと納税のサイトをことしの4月1日に、大手1カ所でやっておりましたが、4月1日に2カ所追加いたしました。楽天とANA、楽天が4月1日、ANAが6月1日に新たに契約しまして、今まではふるさとチョイスという大手1カ所でやっていたけれども、2カ所追加したのもひとつの要因でございます。あと返礼品の充実、こちらは各返礼品を扱っております事業者のほうで返礼品の組み合わせ、あるいは魅力ある宣伝のピーアールの方法、非常に力を入れて工夫されております。その魅力ある返礼品の充実も寄与しているものだと考えております。以上です。

○ 議長 石川博己 1番 真部卓也議員。

○ 1番 真部卓也 返礼品の充実もあるということでしたが、返礼品の中で上位を占めている商品というのは何かわかるのであればお願いいたします。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 1番、真部議員にご説明いたします。

平成30年の11月末までの実績でございますが、一番出ています返礼品はマグロ関係が約29%、もとぶ牛関係が約20%、マンゴー関連が約19%、上位はこのようになっております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 それでは1点だけお伺いたします。

今回、繰越明許費で約1億8,600万円程度の予算計上がありますが、これを繰越明許にすることは、国の臨時特例交付金が11月に交付されて、いわゆるブロック塀の工事の総額を上げなさいということで繰越明許で今回こういう予算計上になっているのでしょうか。最初見たときに1億8,000万円のブロック塀の補助、ああ、かかるんだと。金額にちょっと驚いたんですが、これが町内のブロック塀の工事の総額になるんですか。そこら辺からまずお伺いします。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 喜納議員のご質疑に説明いたします。

町内の8校全校に対するブロック塀のものと幼稚園の空調のものに対するの総額になっております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 わかりました。これから委託なども入れて、事業年度も決まってくると思います。おおよその、どの程度で事業は終了するのかということと、あと地方債というのは過疎債なのか、それまでちょっと確認をします。

○ 議長 石川博己 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 喜納議員のご質疑に説明いたします。

特例交付金の内示を受けたのが今月、12月6日に通知が届いております。それから申請を行い、決定通知に恐らく2月ごろになるだろうということもありまして、まずは委託調査をしっかり入れまして、工事を完了するまでは平成31年度、目いっぱいにかかると考えております。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 12番、喜納議員にご説明いたします。

今回この学校のブロック塀、そして幼稚園の空調に係る起債は、学校教育債というものを充てております。通常だと充当率75%ですが、今回は特例ということで充当率100%まで認められております。そのうちの60%が交付税導入措置されるということでございます。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第46号 平成30年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第46号 平成30年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第47号 平成30年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案についての議案の説明を求めます。保険予防課長。

○ **保険予防課長 崎原 誠** さきに提出いたしました議案第47号について説明いたします。

平成30年度本部町国民健康保険特別会計補正予算書の表紙をめくりまして2枚目のページをお開きください。平成30年度本部町国民健康保険特別会計補正予算。平成30年度本部町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,974万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

詳細について説明いたします。3枚めくりまして、歳入歳出予算事項別明細書の総括表のページをお開きください。今回の補正につきましては、さきの臨時議会で可決されました職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴いまして必要な予算措置を行っております。上の表をごらんください。歳入、10款繰入金26万4,000円の補正につきましては、一般会計からの職員給与費等の繰入金となっております。次に下の表、歳出、1款総務費26万4,000円につきましては、一般会計からの職員給与費等繰入に伴い、歳出の給与費等において所要の補正を行っております。以上で説明を終わります。

○ **議長 石川博己** これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第47号 平成30年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第47号 平成30年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第48号 平成30年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案についての議案の説明を求めます。保険予防課長。

○ **保険予防課長 崎原 誠** さきに提出しております議案第48号について説明いたします。

平成30年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算書の表紙をめくりまして、2枚目のページをお開きください。平成30年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算。平成30年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳

入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,928万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

3枚めくりまして、歳入歳出予算事項別明細書のページをお開きください。下の表、歳出の表をごらんください。3款諸支出金につきましては、保険料還付の補正となっております。還付金の発生の理由につきましては、被保険者の死亡及び転出等によるものとなっております。歳入、8款諸収入につきましては、保険料還付に伴うものとなっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第48号 平成30年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第48号 平成30年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第49号 平成30年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案についての議案の説明を求めます。公営企業課長。

○ 公営企業課長 宮城 忠 さきに提案しました議案第49号についてご説明いたします。

次のページお開きください。平成30年度本部町水道会計補正予算。(総則)第1条、平成30年度本部町水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。(収益的収入及び支出)第2条、平成30年度本部町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。収入の(科目)第1款水道事業収益、(既決予算額)4億9,998万2,000円、(補正予算額)407万円を減額し、(計)4億9,591万2,000円。(科目)第1項営業収益、(既決予算額)4億3,538万円に、(補正予算額)407万円を減額し、(計)4億3,131万円。支出の(科目)第1款水道事業費用、(既決予算額)4億8,277万円、(補正予算額)1,160万円を増額し、(計)4億9,437万円。(科目)第1項営業費用、(既決予算額)4億2,952万7,000円、(補正予算額)1,160万円を増額し、(計)4億4,112万7,000円。(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)第3条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1、職員給与費、4,873万9,000円。

3枚めくりまして、補正予算実施計画明細書の1ページ、2ページをお開きください。収入で

すが、ことしの初めから7月にかけての渇水により、住民及び企業に節水を呼びかけました。その結果、水道の使用量が減ったため収入が減額しております。手数料は、新築等がふえてきたため多少増額しております。

次の3ページ、4ページをお開きください。支出ですが、中段あたりの受水費1,664万1,000円の増額は、先ほど申し上げましたとおり、ことしの初めから7月にかけての渇水により企業局の水量の増により受水費が増額になりました。それに伴い、受水費の2段上の動力費も増額しております。委託費700万円の減は、水質検査業務の入札残でございます。あと材料費も500万円減額になります。以上で説明を終わります。

○ **議長 石川博己** これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を終結することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。よって討論を終結します。

これから議案第49号 平成30年度本部町水道事業会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第49号 平成30年度本部町水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第50号 副町長の選任同意についてを議題とします。

休憩します。

休 憩 (午前10時47分)

再開します。

再 開 (午前10時47分)

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 議案第50号 副町長の選任同意についてでございます。

下記の者を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めます。記、住所、沖縄県国頭郡本部町字東422番地の1。氏名、伊野波盛二。生年月日、昭和40年8月28日生まれ。平成30年12月13日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、新に副町長を選任するため、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

○ **議長 石川博己** これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番 喜納政樹議員。

○ **12番 喜納政樹** 1点だけお伺いします。

まずは、この人事案件について、今の方は恐らく副町長になってしっかりと仕事をすると私も思っております。適切な人選だったとも思っております。しかし、我々議会としては、昨日、追加議案として我々議会でやりました。提案するのは町長です。我々はしっかりとまた、それを承認するという責任もありますので、町長の思いを少しお伺いしたいと思っております。

副町長の選任に当たりまして、副町長にやっていただきたい仕事、これまで町長が副町長にどのような職責を果たしてきてほしいのか、それで当局、この職員から生え抜きで1名を抜いたのか、そういった思いをまずは伺いたいと思います。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 副町長の職務でございますけれども、地方自治法第167条に規定されております職務ですけれども、地方公共団体の長を補佐し、長の命を受け、政策及び規格をつかさどるとというのが明記されております。まさにそこに明記されているとおり伊野波氏については、この役場の中で企画部門、そして政策部門をこれまで長い年月にわたって職務を全うしてきております。そういう中で、特に職務遂行に対しても情熱的な方であり、私が考えている、いわゆる日本一こころ豊かな政策の推進並びに個性を認めながら、協調し合いながらまちづくりを、融和を図りながらとりまとめている、こういったような人材だと、そういう観点の中から選任してきております。なお、また補助機関である職員の取りまとめ事務についても、事務内容を十分承知しているというような観点から適任者であるというように考えております。

○ 議長 石川博己 12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 もう1点は、いわゆる職員から副町長、特別職ということで1名上げたわけで、単純に職員1名減となるわけです。私が危惧するのは、昨日からの話もあるとおり、今当局の職員は多忙を極めております。その中で職員がいわゆる1名減になるという中で、今後の職員の業務遂行をしっかりとする中で、1名職員の増員は考えているのか。その1名減の部分の補充をどう考えているのかというのを伺います。

○ 議長 石川博己 町長。

○ 町長 平良武康 今、この段階で職員の補充、減というお話ですけれども、この段階で議員が懸念なさっているのは、建設課長の職務にある。そこが欠になるといったようなことを懸念していないだろうかと推察するわけですけれども、私といたしましては、2つほどの案を持っておりまして、1つはあと3カ月間ありますので、その間の中で他の課長との兼任にするのか、あるいはまた欠の中で班長のほうで代決をしてもらうのか、そういうふうな形の2つの案を今考えておりますけれども、これは課の班長の意見、そして新しく選任される副町長の意見等も踏まえながら総合的に判断していこうと。当面そういった形で乗り切っていこうと考えております。即増員といったようなことにはなり得ないので、新しい年度になって増員になるということでございます。

○ 議長 石川博己 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第50号 副町長の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第50号 副町長の選任同意については、原案のとおり同意されました。

暫時休憩します。

休 憩 (午前10時55分)

再開します。

再 開 (午前11時04分)

先ほど副町長の議案について採決されました。本人が席に戻っておりますので、挨拶をお願いいたします。建設課長。

○ **建設課長 伊野波盛二** 先ほど副町長選任同意の議案に対しまして、議決されたことにお礼を申し上げます。改めて、この場に立って、副町長の責任の重さと、そして仕事の、これからやっていくという自分の中で決意を新たにしているところがございます。副町長の職務として、平良町長の政策を具体的に、そして確実に進めていくということが業務としてあると思いますが、私も役場30年の経験をもとに、そして役場職員の課長会を筆頭に、役場全ての職員一丸となって町長の進める政策に対して取り組んでいきたいと思っております。かねがね、平良町長からはまちづくりは人づくりだということを言われております。農業を中心として、産業振興課時代に作物は土づくり、そして種まき、水やり、肥料をまいて、毎日愛情を持って育てれば確実に花を咲かせ、実をつける。それが毎日、平良町長が口癖のようにおっしゃっている言葉でした。そしてまちづくりも同じように、人づくり、人をつくっていくことがまちづくりになるんだよと。コンクリートでつくった建物も、アスファルトでつくった建物も、そこに魂を入れていかなければ本当の生きたものにならないということをかねて言われております。私もその言葉を自分の中に取り入れて、町長の進める「日本一心豊かな我が町づくり」、それは町民が、そしてまず役場職員、そして議会とも一緒になって、お互いが切磋琢磨して、磨き合いながら、自己を高めながら、そしてお互いに愛情を持って、相手に時には厳しく、そして優しく、思いやりを持って、お互いを尊重しながら、そういう関係を築いて行ければ、必ずやこのまちの未来は明るいものと展望が開けるものと思っております。常にベクトルを一つにして、それも平良町長が言っている言葉ではありますが、みんなが、町民が一つの目標に向かってベクトルを一つにして、そして高良町長が口癖のように言っていました「ヌチカジにやれよ」という言葉、ずっとそれも私は肝に銘じていきたいと。ベクトルを一つにして、みんながヌチカジでやっていけば、必ずやこのまちは発展して未来が開けていくと思っております。その意味でも山積する課題はたくさんありますが、勇気を持ってひるまずに果敢に取り組んでいきたいと思っております。今後とも議員諸賢の皆様からのご指導をよろしく願いして、私の挨拶にかえさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○ **議長 石川博己** 議事の進行に入ります。

日程第7. 議案第51号 平成30年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について議案の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第51号 平成30年度本部町一般会計補正予算について。平成30年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成30年12月13日提出、本部町長 平良武康。

2枚開けまして、お願いします。平成30年度本部町一般会計補正予算。平成30年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ613万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ87億5,773万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

今回、この補正予算の案でございますが、沖縄県が実施します辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票、以下、県民投票と略させていただきます。その県民投票につきまして、本町が事務移譲を受けております事務経費につきまして関係予算を計上しているところでございます。本町に移譲されています事務は、投票資格者の名簿の調製、投票事務に係る事務、開票事務に係る事務などが本町に移譲されている事務でございます。

事項別明細書の4ページ、5ページをお願いいたします。まず歳出でございますが、2款1項10目県民投票管理費、補正額で613万5,000円でございますが、こちらは右の6ページに節ごとの予算を計上しております。こちらは県民投票に係る全ての予算、本町に移譲されている経費で全ての予算を計上しております。県民投票は、来年2月14日が告示となります。そして同じく2月24日が投票日、そして開票日となっております。

2ページにお戻りください。歳入、16款1項4目の県民投票負担金、補正額613万5,000円、こちらは歳出と同額を県負担金として計上しております。説明は以上です。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 1点説明していただきたいのですが、今、2月14日の告示で2月24日投票ということでしたが、その選挙の流れ、例えば通常の選挙であれば期日前投票があつたり、時間が決められていたり、さまざまなルールがあるかと思いますが、今回の場合はこういった形になりますか。

○ 議長 石川博己 総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 12番、喜納議員に説明させていただきます。

この補正予算が通りましたら、正式に業務の着手を行います。現在のところ、2月14日の告示は県のほうでも決まっております。ですので、翌日の2月15日から期日前投票が始まることとなります。投票日の前日、2月23日までが期日前投票、2月24日の投票も既に決まっております。時間でございますが、時間も予算の計上の上は、通常の選挙と同じく期日前投票につきましては朝8時半から午後8時、当日の投票につきましては朝7時から午後8時まで。そして午後9時から開票ということで予算は組ませていただいているところです。以上です。

○ 議長 石川博己 1番 真部卓也議員。

○ **1番 真部卓也** この県民投票であります、こういった目的、県民投票の趣旨をお聞かせいただきたいと思ひます。

○ **議長 石川博己** 総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 1番、真部議員にご説明いたします。

県民投票の趣旨でございますが、まず県民投票は沖縄県が実施主体となつていまして、各市町村は事務移譲された、投開票に係る事務を主に今回行うものでございます。県の説明会がございましたので、その説明会で説明された文を趣旨として読み上げさせていただきます。県民投票は、辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例に基づき実施されるものであります。当条例は、地方自治法第74条に基づき、住民より発案され、その制定が県に請求されまして、10月31日付で同条例が施行されているところであります。条例制定請求で、法定署名数2万3,171筆を上回る9万2,848筆の署名があり、直接請求制度により制定請求された条例に基づく、普天間飛行場の代替施設として国が名護市辺野古に計画している、米軍基地建設のための埋立て計画について、県民一人一人が賛否を示すことは意義があるものとして実施されるということで、趣旨をそのように説明を受けております。

○ **議長 石川博己** 1番 真部卓也議員。

○ **1番 真部卓也** 辺野古の賛否を問うということで県民投票を行うという説明でありましたが、この県民投票を行った場合、投票結果が持つ効力というのはあるのかどうかお聞きしたいと思ひます。

○ **議長 石川博己** 総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 1番、真部議員にご説明いたします。

結果の効力でございますが、県民投票条例の第10条第2項におきまして、賛成の投票の数、または反対の投票の数のいずれか多いほうが、今回の投票資格者の総数の4分の1に達したときは、知事はその結果を尊重しなければならないと規定されております。そして同じく、同条第3項、知事は内閣総理大臣及びアメリカ合衆国大統領に対し、速やかに県民投票の結果を通知するものとして、これを定められております。法的な拘束力はないということで説明を受けております。以上です。

○ **議長 石川博己** ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

異議ありの声があり、討論を認めます。

まず初めに、反対討論の発言を認めます。2番 崎浜秀昭議員。

○ **2番 崎浜秀昭** 私はこの県民投票にはどうしても承服し難いものがありまして、反対意見を述べさせていただきます。

まず1番目、そもそも辺野古米軍基地建設問題は、普天間基地の危険性の除去が本質であったと思います。しかし、いつの間にか新基地反対に入れかわって本質が見えなくなっております。宜野湾市民が置き去りにされております。普天間の危険性除去が選択肢の中に入っていないということにより、県民投票には反対であります。

2つ目、地方自治の本分からすれば安全保障問題にまで口を出して、国の基本政策をひっくり返すというのはやり過ぎであり、大変疑問があります。現在、世界情勢が混沌としている中で日米同盟はとても重要性を増しております。まかり間違ってもアメリカ軍を追い出し、中国に南シナ海の南沙諸島を奪われたフィリピンの二の舞になってはならないと思います。今、尖閣諸島がその危機の中にあります。アメリカは今、世界最大の経済大国であり、かつまた世界最大の軍事大国でもあります。今そのアメリカと同盟関係にあるということは日本が物すごく守られた状態にあることを意味します。日米安保を堅持しておくことは、必ずしも日本がアメリカに従属しているということの意味するわけではありません。これは日本自体がこの国を守るために今のところ必要不可欠なことであると思っております。日本はまだ憲法の改正もできないでいます。また本格的に核大国に対応するだけの力もありません。経済力だけはある程度ありますが、国防体制を構築するための時間的余裕はないと思います。今、世界最大国と同盟関係にあるということは何よりも大きなことであり、歴史の荒波の中で日本が生き残っていけるということではないでしょうか。一般的に住民投票、県民投票は、住民生活に関し、地域に完結可能な問題について行われるものであり、辺野古移設問題は安全保障問題であり、全く性質が異なります。その影響は対象となっている地域を越え、国家全体に及ぶため、一自治体の住民が多数決で左右することはできないと思います。国家安全保障問題は国の特権事項であり、県民投票にはそぐわないため、県民投票には反対であります。以上です。

○ 議長 石川博己 次に賛成討論の発言を許可します。12番 喜納政樹議員。

○ 12番 喜納政樹 私は、この議案に対し、賛成討論をさせていただきます。

今、辺野古にて米軍基地を建設する計画が進められています。国は普天間基地の危険性を除去するためには、辺野古米軍基地建設が唯一の解決策だと主張しておりますが、沖縄県民の多くは強い疑問を抱いております。この問題は民主主義、地方自治の本旨並びに法の下での平等の各理念から看過できない重要な問題でございます。趣旨のとおり、第二次世界大戦の末期に沖縄本島では本土防衛のための地上戦が繰り広げられ、住民の4人に1人が犠牲になるという悲惨な体験をいたしました。戦後70年以上たつて、現在もなお国土の0.6%に過ぎない県土に対し、在日米軍専用施設区域の70%以上が集中し、県民は米軍、米兵、軍属等による事件、軍用機の激しい騒音や墜落事故等の恐怖にさらされております。日米安保条約に基づいて、米軍に対する基地の提供が必要であると考えた上でも、それは本土を含めた日本国民が全体で負担するべきものだと私は考えております。現在の地方自治法は、国と地方を対等な位置に位置づけており、国策とはいえ、沖縄県民の理解を得られない米軍基地建設計画を米国と約束し、建設を強行することは許されるものではございません。埋め立てを承認し、あるいはこれを撤回する権限は知事にございます。

知事が県民の意見に基づいて適切な判断を行うためには、県民投票を実施することが効果的な方法であると私は考えており、よって、私はこの議案に対し、賛成の立場といたします。以上でございます。

○ 議長 石川博己 次に反対討論の発言を認めます。1番 真部卓也議員。

○ 1番 真部卓也 私も2番 崎浜秀昭議員と同じように反対の意見であります。

まず、北部、本町もしかりですが、道路整備事業の予算がつかずおこなわれている状況の中、多大な予算を使い、県民投票をする必要性等を考えますと、さきの知事選で民意は問われているというの中、なぜ今の時期、多大な費用を使った県民投票を行うのか、についてちょっと疑問がありますので、私も反対の立場であります。以上です。

○ 議長 石川博己 次の賛成討論の発言を許可します。討論ございませんか。7番 具志堅正英議員。

○ 7番 具志堅正英 私もこの県民投票には賛成いたします。

なぜかと申しますと、安保体制の維持ということで辺野古に米軍基地をつくるという、国の方針であります。これ以上沖縄に米軍基地は要らないと思います。さらにこの予算の面も話も出ましたけれども、この辺野古に米軍基地をつくるために、逆に何十兆円もかかるという試算が出ております。そういう金を基地に使うのでしたら、国民のために使ってもらいたい。そういう考えであります。以上です。

○ 議長 石川博己 次に反対討論の発言を許可します。討論ございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

続きまして、賛成討論の発言を許可します。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

これで討論を終わります。

これから議案第51号 平成30年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。この採決は、起立によって行います。

議案第51号 平成30年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立少数です。したがって議案第51号 平成30年度本部町一般会計補正予算については、否決されました。

日程第8. 決議第5号 停電対策への要請決議を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。11番 松川秀清議員。

○ 11番 松川秀清 決議第5号、平成30年12月13日。本部町議会議長 石川博己殿。提出者、本部町議会議員 松川秀清。賛成者、本部町議会議員 座間味栄純。賛成者、本部町議会議員 具志堅 勉。停電対策への要請決議。上記の決議を、別紙のとおり本部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

停電対策への要請決議。平成30年9月末から10月にかけて、台風24号・25号の襲来に伴い県内各地で大きな爪痕を残しました。本町においても国道、町道の被災や崖崩れが多数発生している状況であり、更に数日間の停電の影響もあいまって、住民生活に大きな影響がありました。

ご存知のとおり、本町は起伏に富んだ地形のため上下水道ともに多数のポンプ場を有し、そのすべてを貴社の電力により運用している状況にあります。今回の台風では、町内の広範囲にわたり停電が発生し、本町北部の上本部地域では上水道施設が機能せず、同地域では長時間の断水が余儀なくされ、その他の地域においても電気の復旧が遅れ、住民生活や観光業へも大きな影響がありました。

つきましては、貴社の電力同様、町民の生活に必要なライフラインである上下水道を安定的に提供するため、台風等の非常時においては、電力の優先復旧について特段のご配慮をお願いすると共に、県内北部地域の停電の要因となっている倒木被害を未然に防止するため、倒木による断線の恐れがある箇所について、常日頃から枝打ちや伐採を行うなど所要の対策を実施されるよう、下記のとおり要請いたします。

記、1、台風等の非常時において、電力の優先復旧について特段の配慮を要請する。2、倒木による断線の恐れがある箇所について、枝打ちや伐採など所要の対策を実施するよう要請する。以上。平成30年12月13日、沖縄県本部町議会。宛先、沖縄電力名護支店 支店長。以上であります。

○ 議長 石川博己 休憩します。 休憩（午前11時35分）

再開します。 再開（午前11時35分）

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。討論を省略します。

これから決議第5号 停電対策への要請決議を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって決議第5号 停電対策への要請決議は、原案のとおり可決されました。

日程第9．決議第6号 本部港における航路開設についての要請決議を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。1番 真部卓也議員。

○ 1番 真部卓也 決議第6号、平成30年12月13日。本部町議会議長 石川博己殿。提出者、本部町議会議員 真部卓也。賛成者、本部町議会議員 伊良波 勤。賛成者、本部町議会議員 小橋川 健。本部港における航路開設についての要請決議。上記の決議を、別紙のとおり本部町

議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

本部港における航路開設についての要請決議。北部地域の振興を図るため、本町において平成26年度から国の補助事業を活用した北部連携物流拠点機能強化事業を実施し、本部港から東京・大阪方面へ北部地域の地場産品を直接出荷し、北部地域の輸送コストの低減と物流の効率化を図る目的で、航路開設に向けた事業に取り組んでいるところであります。

平成30年度以降においては、御社の東京・大阪航路を活用して航路の定期化に向けた社会実験を実施しておりますが、これまでの本事業の集荷活動により、貨物量も増加してきており、航路開設体制が整いつつあります。

つきましては本事業の趣旨をご理解のうえ、東京航路及び大阪航路の社会実験終了後、本部港を活用した定期航路の開設を行っていただくよう、下記のとおり要請いたします。

記、1、東京航路及び大阪航路の社会実験終了後、本部港を活用した定期航路の開設を要請する。以上。平成30年12月13日、沖縄県本部町議会。宛先、琉球海運株式会社 代表取締役社長。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。討論を省略します。

これから決議第6号 本部港における航路開設についての要請決議を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって決議第6号 本部港における航路開設についての要請決議は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 決議第7号 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本案は、別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって決議第7号 議員派遣の件は、別紙のとおり可決されました。

先ほどの決議で可決された停電対策への要請決議と本部港における航路開設についての要請決議の要請行動については、今後日程を調整して要請行動を行います。まず、両決議につきましては、議長、副議長並びに総務文教常任委員長、産業建設常任委員長外、提案者松川秀清議員、賛成者座間味栄純議員、賛成者具志堅 勉議員、提案者真部卓也議員、賛成者伊良波 勤議員、賛成者小橋川 健議員をもって要請行動を行います。皆さん方のご協力をお願い申し上げます。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第6回本部町議会定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第6回本部町議会定例会を閉会します。

閉 会 (午前11時42分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

本部町議会議長 石 川 博 己

本部町議会議員 喜 納 政 樹

本部町議会議員 崎 浜 秀 進